

特集

トピックス

健康
おわたわら塾

子育て

健康・福祉

くらし

年金・国保

教養・文化

教育

スポーツ

税

産業

イベント

地域の
ひろば

消費生活センター情報
《二次被害に気をつけて！》

●二次被害とは？

二次被害とは、過去に遭遇した投資や点検商法による被害などに上乗せして新たな金銭的被害に遭うことを言います。

この二次被害には、被害を取り戻すという名目で新たな債権購入や料金を請求してくるもの、過去に行われた工事の点検・補修を名目に新たな不当契約を勧誘してくるものなど様々な形態があります。

これらはいずれも、過去に被害を受けた時の個人情報を知る関係者、あるいは個人情報が悪徳業者に漏洩し、利用された事例であると思われます。

この個人情報には、住所、氏名、年齢だけでなく、一人暮らしや、脅せば支払うなどの情報も含まれて

問 大田原市消費生活センター
大田原市住吉町1-9-37 TEL (23) 6236
相談受付 9:00~12:00、13:00~16:00※土・日・祝日を除く

おり、一度漏洩すると時間が経過しても消えるものではありません。

二次被害に遭わないために…

仮に相手が公的機関のような名前を名乗っても、安易に信用せず、事実確認を行い、少しでもおかしいと感じた場合は契約をしない、決して支払わないという毅然とした対応が必要です。その毅然とした対応も個人情報として加わり、悪徳業者は貴方を騙すことは難しいと認識し、敬遠するようになります。そしてそれが、そのような悪徳業者の淘汰に繋がるのです。

私たち消費生活センターは、皆さんが被害に遭わないようお手伝いをさせていただきますので、おかしいと思ったらすぐに消費生活センターにご相談ください。

不審電話にお気をつけください！

市職員を装い、『粗大ゴミがあれば回収します』と電話がかかって来たという情報が寄せられました。市では粗大ゴミの回収業務を行っていますが、粗大ゴミはありますかと問い合わせをしてゴミの回収をすることはしていませんので、そのような不審な電話がありましたら、相手先の担当部署・名前・電話番号などを確認し、右記までご連絡ください。

問 生活環境課 TEL (23) 8706

くらし



広域クリーンセンター
大田原リサイクル品
展示販売会

●展示・申込期間

7月29日(月)～8月9日(金)
午前8時30分～午後5時
15分(土・日は除く)

●展示場所

広域クリーンセンター大田原 プラザ棟1階

●申込資格

市内または那須町在住の18歳以上の方

●申込限度点数

1家族4点まで。申し込み多数の場合は抽選。

●抽選日時

8月20日(火) 午前10時

●問 申込

広域クリーンセンター 大田原
TEL (20) 2270
生活環境課 **A**1階
TEL (23) 8706

水道課からの
お知らせ

●大田原市上水道を利用している皆さまへ

宅地内の給水装置工事(水道工事)を行う際は、水道法および市給水条例に基づき、水道課に申請する

必要があります。

なお、給水装置工事は大田原市指定給水装置工事業者(市ホームページに掲載)に依頼してください。

●給水装置工事の費用負担に関する特例措置について

※市の指定事業者以外(無登録業者)が行った工事は違法工事となり給水を停止します。また、漏水や修理をしたときも漏水軽減措置ができません。

●水道料金が急増した時は

全ての蛇口を閉め、メーターのパイロットや1リットル単位の赤い針が回っていないか調べてください。これらが回っていると、漏水の可能性があり、指定事業者に連絡して修理をお願いします。

●日時

7月25日(木) 午後1時～4時

●場所

塩谷町道の駅「湧水の郷しおや」

●内容

各種防犯や安全対策などの講演、意見交換会

●対象

栃木県民

●定員

100名

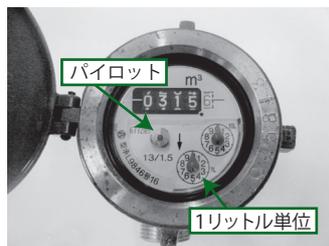
●参加費

無料

●申込方法

左記まで電話で申し込み
問 申 栃木県くらし安全安心課
TEL 028(623)2154
市危機管理課 **東** 2階
TEL (23) 9301

漏水の早期発見のためにもメーターの数値は定期的に確認しましょう。



●問 水道課 **訓** 1階

TEL (23) 8713

「安全で安心なまちづくり地域交流会」
参加者募集

TEL (23) 9301